

## 高松市貯筋運動普及事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が自立した生活を送る上で必要な足腰の筋量・筋力を維持し、要介護状態になることを未然に防ぐため、貯筋運動を普及するための教室の開設及び運営を行う法人又は団体（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内において高松市貯筋運動普及事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 市内に住所又は居所を有する65歳以上の者をいう。
- (2) 貯筋運動 公益財団法人健康・体力づくり事業財団（以下「財団」という。）が普及を行っている運動で、座位又は立位で自重を利用した5種類の運動を行うことにより、高齢者が自立した生活を送る上で必要な足腰の筋量・筋力を鍛えるものをいう。
- (3) 貯筋運動教室 財団が開催している貯筋運動普及研修会を修了した講師が準備運動・整理運動を含めて1時間、貯筋運動を行う教室をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内において次の各号の要件の全てに該当する貯筋運動を普及する事業（以下「貯筋運動普及事業」という。）とする。

- (1) 開催1回につき、高齢者が8人以上参加していること。
- (2) 15人以上の高齢者が安全に運動を行うことができ、かつ、参加者の居住地にかかわらず利用できる会場を確保できること。
- (3) 財団による貯筋運動普及研修会を修了した講師が毎回会場で貯筋運動を指導すること。
- (4) 貯筋運動教室は月2回開催し、開催時間は1時間とすること。ただし、会場の準備、撤収及び受付に係る時間は、開催時間には含まない。なお、自然災害、その他やむを得ない特別な事由により、月2回の開催が困難で

ある場合、市長は、日程変更、又は開催回数の減少を認めることができる。

- (5) 新たに開設する貯筋運動教室であること。
- (6) 貯筋運動教室の効果を確認し、その結果を記載した事業報告書と参加者名簿を市に提出すること。

2 前項の規定にかかわらず、貯筋運動普及事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする場合
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- (3) その他市長が適当でないと認める場合  
(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす団体等とする。

- (1) 市内に事務所その他の活動拠点を有すること。
- (2) 補助事業終了後も、毎年、貯筋運動教室を継続する意思があり、かつ、運営が見込める体制が整備されていること。
- (3) 当該団体等の組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体等は補助金の交付の対象としない。

- (1) 補助事業に関し、国又は地方公共団体等から補助金、負担金又はこれらに類するものの交付を受けている団体等（新たに開設する貯筋運動教室が当該交付を受けていないと認められる場合は除く。）
- (2) 市税を完納していない団体等
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体等
- (5) その他市長が適当でないと認める団体等

(補助対象経費及び額)

第5条 補助金の交付額は、別表第1の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から補助事業にかかる参加料その他の収入額を控除して得た額とを比較していずれか低い方の額とし、開催年度内に貯筋運動普及研修会を修了した講師が貯筋運動を指導した場合にあっては、これに別表第2の第3欄に定める額を加算した額とする。

(補助事業の公募)

第6条 市長は、補助事業を公募するものとする。

2 市長は、補助事業を公募するときは、公募に関する事項を公表するものとする。

(交付の申請)

第7条 前条の規定による公募により補助事業を決定したときは、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高松市貯筋運動普及事業補助金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

(決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、高松市貯筋運動普及事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、その決定の内容及びこれに付する条件又は指示を申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに次に定める手続をしなければならない。

(1) 第7条に規定する書類の内容又は記載した事項を変更しようとするときは、高松市貯筋運動普及事業補助金変更交付申請書(様式第5号)により市長の承認を受けること(市長が認める軽微な変更の場合を除く。)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市貯筋運動普及事業中止(廃止)申請書(様式第6号)により市長の承認を受けること。

2 前項各号の場合においては、前条の規定を準用する。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その完了の日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに高松市貯筋運動普及事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第8号)

(2) 事業報告書(様式第9号)

(3) 補助事業において支出したことを証する書類の写し

2 補助事業者は、事業報告書(様式第10号)及び参加者名簿(様式第11号)を当該完了又は終了の日から起算して20日以内(当該完了又は終了の日の属する月が3月である場合にあっては、3月31日まで)に市長に提出しなければならない。

(交付指令等)

第12条 市長は、当該補助事業が申請のとおり完了したことを確認した後、高松市貯筋運動普及事業補助金交付指令書(様式第12号)により、補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(書類等の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業の運営及び経費の収支の状況に関する書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) この要綱に違反したとき。
  - (4) 前3号に定めるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(検査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせることができる。

- 2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 内容
補助事業開催 1 回当たり 21,000 円	報償費	講師への謝礼金（※ 1）
	消耗品費	文具類、コピー用紙など、購入単価が 1 万円未満のもの
	印刷製本費	コピー代、印刷代
	光熱費	電気・水道料、ガス・灯油代（※ 2）
	通信運搬費	郵送料等
	手数料	振込手数料等
	保険料	傷害・損害保険料
	使用料及び賃借料	施設使用料、賃借料（※ 3）

※ 1 団体等の恒常的な人件費は対象外。貯筋運動教室を開催するために直接必要となる報酬のみ対象。

※ 2 金額を他の事業と按分するなど、領収書等により明確に区分できる場合のみ対象。

※ 3 団体等又は団体等に属する職員の所有物件を除く。

別表第 2（第 5 条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 加算金額
貯筋運動普及研修会の受講 1 回に限り 5,000 円	貯筋運動普及研修会受講料	第 1 欄に定める基準額と貯筋運動普及研修会受講料実費相当額とを比較して、いずれか低い方の額

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

所在地

名称

代表者氏名

高松市貯筋運動普及事業補助金交付申請書

年度において次のとおり高松市貯筋運動普及事業補助金の交付を受けたいので高松市貯筋運動普及事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額	円
2 事業名	高松市貯筋運動普及事業
3 事業の目的	
4 事業の内容	
5 着手・完了 予定年月日	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
6 事業の効果 (予定)	
7 添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類
8 その他	



様式第3号（第7条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予算額（円）	適 用
計		

2 支出の部

区 分	予算額（円）	適 用
計		

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市貯筋運動普及事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった高松市貯筋運動普及事業補助金の交付については、次のとおり決定したので高松市貯筋運動普及事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 事業名	高松市貯筋運動普及事業
3 補助金の交付決定額	円
4 交付条件	<p>(1) この補助金は、高松市貯筋運動普及事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。</p> <p>ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。</p> <p>イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。</p> <p>(3) 補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに高松市貯筋運動普及事業実績報告書を提出してください。</p> <p>(4) 市長は必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせます。</p> <p>(5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。</p> <p>(6) 高松市貯筋運動普及事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めます。</p>

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

所在地

名称

代表者氏名

高松市貯筋運動普及事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け高 第 号により高松市貯筋運動普及事業補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおりその内容等を変更したいので高松市貯筋運動普及事業補助金交付要綱第10条第1項第1号の規定により関係書類を添えて申請します。

1 事業名	高松市貯筋運動普及事業	
2 事業の目的		
3 変更する事業の内容	変更前	変更後
4 変更後の着手・完了予定年月日	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
5 添付書類	(1) 変更後の事業計画書 (2) 変更後の収支予算書	
6 その他	貯筋運動教室開催期間 年 月 日 ～ 年 月 日	

年 月 日

（宛先）高松市長

所在地

名称

代表者氏名

高松市貯筋運動普及事業中止（廃止）申請書

年 月 日付け高 第 号により高松市貯筋運動普及事業補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおり補助事業を中止（廃止）したいので、高松市貯筋運動普及事業補助金交付要綱第10条第1項第2号の規定により申請します。

1 事業名	高松市貯筋運動普及事業
2 中止（廃止）の理由	
3 中止（廃止）予定年 月 日	年 月 日
4 中止の場合は再開予定年月日	年 月 日
5 備考	

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

(宛先) 高松市長

所在地

名称

代表者氏名

高松市貯筋運動普及事業実績報告書

年 月 日付け高 第 号により高松市貯筋運動普及事業補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおり高松市貯筋運動普及事業補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて、実績報告をします。

1 補助金の額	円
2 事業名	高松市貯筋運動普及事業
3 着手・完了 年 月 日	着手日 令和 年 月 日 完了日 令和 年 月 日
4 添付書類	(1) 収支決算書 (2) 事業報告書 (3) 補助対象経費について支払ったことを証する書類の写し
5 その他	貯筋運動教室開催期間 令和 年 月 日 ~ 年 月 日

様式第8号（第11条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	決算額（円）	適 用
計		

2 支出の部

区 分	決算額（円）	適 用
計		

様式第9号（第11条関係）

事業報告書

貯筋運動教室の名称： \_\_\_\_\_

開催月	開催日	参加人数		開催場所	企画・内容等
		利用者 (人)	スタッフ (人)		
月	日 日				
月	日 日				
月	日 日				
月	日 日				
月	日 日				
月	日 日				
月	日 日				
月	日 日				
月	日 日				
事業の効果					





様式第 1 2 号（第 1 2 条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった高松市貯筋運動普及事業に対し、次の条件を付けて補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市貯筋運動普及事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長は必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせます。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市貯筋運動普及事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めます。